

# 船舶事故調査報告書

令和2年3月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆（1件目の事故） 転覆（2件目の事故）
発生日時	平成31年1月28日 11時54分ごろ（1件目の事故） 平成31年1月28日 12時20分ごろ（2件目の事故）
発生場所	千葉県富津市富津岬南南西方沖 第2海堡灯台から真方位125° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 17.5′ 東経139° 46.6′）
事故の概要	漁船第十兼市丸、漁船第十一兼市丸、漁船第十五兼市丸、漁船第十七兼市丸及び漁船兼市丸は、船団を構成し、2そうまき網により操業中、第十兼市丸及び第十一兼市丸が転覆した。 第十兼市丸及び第十一兼市丸は、主機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成31年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十兼市丸、5.3トン CB2-85128（漁船登録番号）、個人所有 10.51m（Lr）×3.16m×0.88m、FRP ディーゼル機関、423kW、昭和61年3月25日 B 漁船 第十一兼市丸、5.3トン CB2-85129（漁船登録番号）、個人所有 10.50m（Lr）×3.17m×0.89m、FRP ディーゼル機関、423kW、昭和61年12月26日 C 漁船 第十五兼市丸、5.1トン CB2-85194（漁船登録番号）、個人所有 11.07m（Lr）×2.98m×1.26m、FRP ディーゼル機関、450kW、平成18年12月16日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年12月3日 免許証交付日 平成26年2月17日 （令和元年12月2日まで有効） B 船長B 男性 43歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年9月14日 免許証交付日 平成28年3月14日 (令和3年9月13日まで有効)</p> <p>C 船団漁労長(船長) 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年12月3日 免許証交付日 平成26年2月17日 (令和元年12月2日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 主機等に濡損(全損) B 主機等に濡損(全損) C なし</p>
気象・海象	<p>気象: 天気 晴れ、風向 南西、風力 8、視界 良好 海象: 波高 約1.5~2.0m、水温 約9℃ 日出時刻: 06時43分ごろ 関東海域北部では、平成31年1月27日23時40分に海上強風警報が発表され、本事故当時も継続中であった。</p>
事故の経過	<p>A船は、網船として船長Aほか3人が乗り組み、B船は、網船として船長Bほか4人が乗り組み、C船は、探索船として船団漁労長が1人で乗り組み、第十七兼市丸(以下「D船」という。)及び兼市丸(以下「E船」という。)と共に船団(以下「本件船団」という。)を構成し、2そうまき網漁を行う目的で、平成31年1月28日00時00分ごろ富津市萩生漁港を出港した。</p> <p>本件船団は、船団漁労長が操業指揮をとり、神奈川県横須賀市久里浜港沖の漁場で1回目の操業を終えた後、02時00分ごろ、横須賀市観音埼東北東方沖の浦賀水道航路内で魚群を探知し、2回目の操業を開始した。</p> <p>本件船団は、A船及びB船が、長さ約750mの漁網を投網して円状に魚群を取り囲み、漂泊した状態で漁網底部のワイヤを巻き上げて口を絞った後、漁網を挟んでA船が右舷を、B船が左舷を対し、船首に係船索をとって両船が平行となり、E船がA船の左舷側から長さ約20mのえい索をとった後、C船がB船の右舷側から長さ約50mのえい索をとってA船、B船及びE船をえい航して北進し、浦賀水道航路外に移動した。</p> <p>本件船団は、E船がA船からとったえい索により、また、C船がB船からとったえい索により、両船がA船及びB船の態勢を良好に保つよう調整(裏こぎ)し、D船がA船及びB船の後方約100mのところ待機していた。(図1参照)</p>

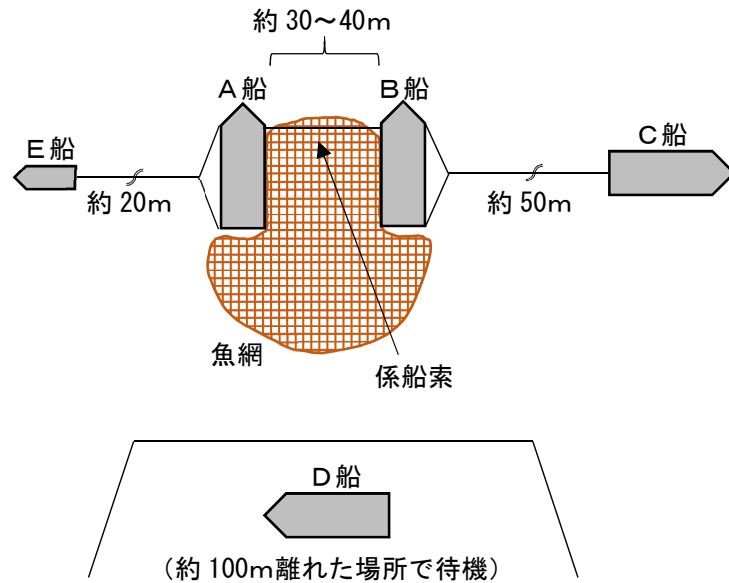


図1 本件船団の配置状況

A船及びB船は、両船の乗組員が、A船右舷側及びB船左舷側の各サイドローラ、並びに両船の後部甲板に設置されたボールローラを作用させて揚網作業を開始したところ、取り囲んだ漁網の中に大量のさわらが入り、多数のさわらが網目に刺さった状態となった漁網（以下「本件漁網」という。）をボールローラが挟み込めなくなったので、“網目からさわらを外すと同時に揚網する作業”（以下「本件揚網作業」という。）を行うことにした。

船団漁労長は、03時00分ごろ、揚網作業に手間取っているように見えたのでA船及びB船に無線で確認したところ、本件揚網作業を行っていること及びその経緯を聞き、漁網の中に大量のさわらが入ったのが今回が初めてであったものの、海上が穏やかだったので、それほど時間が掛かることはないと思い、本件揚網作業を継続するよう指示した。

船団漁労長は、A船及びB船の本件揚網作業の進捗状況の確認及び携帯電話で定期的に気象情報の収集を行っていたものの、南西の風が吹き始め、これから天候が悪化する予報であったので、本件揚網作業を継続するのは危険と判断し、08時00分ごろ、C船でA船及びB船の船首が南西の風に向くようにえい航した後、両船に本件漁網を切断して漁網の中の魚を逃がし、切断した本件漁網を揚収するよう指示した。

本件船団は、A船及びB船の乗組員が、包丁を使用するなどして時間を要したものの本件漁網を切断し、船首の係船索を離れた後、本件漁網を甲板上に揚収し終えたところ、本件漁網の重量でA船が右舷側に、B船が左舷側に傾斜した。

本件船団は、11時54分ごろ、南西方からの強い風を受ける状況

	<p>下、富津岬南南西方沖において、船団漁労長が、A船及びB船が傾斜した状態のままでは危険なので横抱き状態にさせてから帰港させることにし、船長A及び船長Bに傾斜が大きいB船をA船が横抱き状態にするよう指示し、裏こぎしていたE船がA船からえい索を離した後、船長AがA船を右舷方のB船に寄せようとしたところ、A船が左舷方から波を受けて右舷側に転覆した。</p> <p>本件船団は、A船の乗組員4人が海に投げ出されたので、船団漁労長が、本事故の発生を海上保安庁に通報後、B船からとっていたC船のえい索を離して捜索に当たり、B船がA船の乗組員3人を救助し、E船の船長が船長Aを助け上げようとしたものの、船長Aの体力が消耗していてE船に助け上げることができなかった。</p> <p>船団漁労長は、船長Bからの連絡でB船にも転覆の危険があることを知り、C船の左舷側にB船の右舷側を横抱き状態にしたのち、救助したA船の乗組員3人及びB船の乗組員全員をC船に移乗させた。</p> <p>本件船団は、12時20分ごろ、船団漁労長が、無人となったB船が左舷側に更に傾斜した状態となり、大きく傾斜したB船とC船が横抱き状態のままではC船にも転覆の危険があると感じたので、C船の転覆を避ける目的でB船とC船との係船索の切断を行った後、B船が左舷側に横倒しの状態となって転覆した。</p> <p>船長Aは、落水から約30分後、来援した海上保安庁の巡視艇に救助された。</p> <p>本件船団は、C船、D船及びE船が菖生漁港に帰港し、30日、A船及びB船が僚船にえい航され、富津市<sup>はまかなや</sup>浜金谷港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件船団の2そうまき網漁は、通常、漁網の投網を開始してから漁網底部のワイヤを巻き上げて口を絞るまでに約10～20分、揚網を開始してから揚網を終えるまでに約1時間掛かり、1回当たりの操業に約1時間～1時間半掛かっていた。</p> <p>船団漁労長は、前日に携帯電話等で天気予報を確認し、本事故当日の午前から天候が悪化する予報であったので、日出ごろに操業を終える予定であった。</p> <p>船団漁労長は、本事故当時、A船及びB船が揚収した本件漁網がかなりの重量であったが、近くに浦賀水道航路があり、他船の航行の邪魔になるので海中に投棄することはできないと思った。</p> <p>船長Aは、A船が、左舷方から波を受けて転覆する際、波間に落ちたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、B船が、甲板上に本件漁網を揚収した後、打ち込んだ波により本件漁網が左舷側に寄せられ、船体が徐々に左舷側に傾斜していったのではないかと本事故後に思った。</p>

	<p>船団漁労長は、本件揚網作業を行っていることを知った際、本件揚網作業にそれほど時間が掛かることはないと思い、同作業を継続するよう伝えたが、その後の本件漁網の切断作業にも時間が掛かり、本件漁網の切断を指示するタイミングが遅かったと本事故後に思った。</p> <p>A船は、乗組員全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし、C あり（1件目及び2件目の事故） A なし、B なし、C なし（1件目及び2件目の事故） A あり、B あり、C なし（1件目及び2件目の事故） （1件目の事故）</p> <p>本件船団は、海上強風警報が発表されている状況下、富津岬南南西方沖において、A船及びB船が2そうまき網により操業中、船団漁労長が、本件揚網作業を継続させたことから、帰港する時機を失し、本件漁網の重量で右舷側に傾斜した状態のA船が、左舷方から波を受け、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船団漁労長は、漁網の中に大量のさわらが入ったのが今回が初めてであったものの、海上が穏やかだったことから、本件揚網作業にそれほど時間が掛かることはないと思い、本件揚網作業を継続させたものと考えられる。</p> <p>（2件目の事故）</p> <p>本件船団は、海上強風警報が発表されている状況下、富津岬南南西方沖において、A船及びB船が2そうまき網により操業中、船団漁労長が、本件揚網作業を継続させたことから、帰港する時機を失し、本件漁網の重量で左舷側に傾斜した状態のB船が、C船に横抱き状態にされたものの、船体の傾斜が更に大きくなり、B船とC船との係船索が切断された後、左舷側に横倒しの状態となり、転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>（1件目の事故）</p> <p>本事故は、本件船団が、海上強風警報が発表されている状況下、富津岬南南西方沖において、A船及びB船が2そうまき網により操業中、船団漁労長が、本件揚網作業を継続させたため、帰港する時機を失し、本件漁網の重量で右舷側に傾斜した状態のA船が、左舷方から波を受け、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>（2件目の事故）</p> <p>本事故は、本件船団が、海上強風警報が発表されている状況下、富津岬南南西方沖において、A船及びB船が2そうまき網により操業中、船団漁労長が、本件揚網作業を継続させたため、帰港する時機を失し、本件漁網の重量で左舷側に傾斜した状態のB船が、C船に横抱き状態にされたものの、船体の傾斜が更に大きくなり、B船とC船との係船索が切断された後、左舷側に横倒しの状態となり、転覆したも</p>

	のと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁船の操業を指揮する者は、天候の悪化が見込まれる場合、早めに操業をやめて帰港するなど、人命の安全を優先した判断を行うこと。</li></ul>

図1 事故発生場所概略図

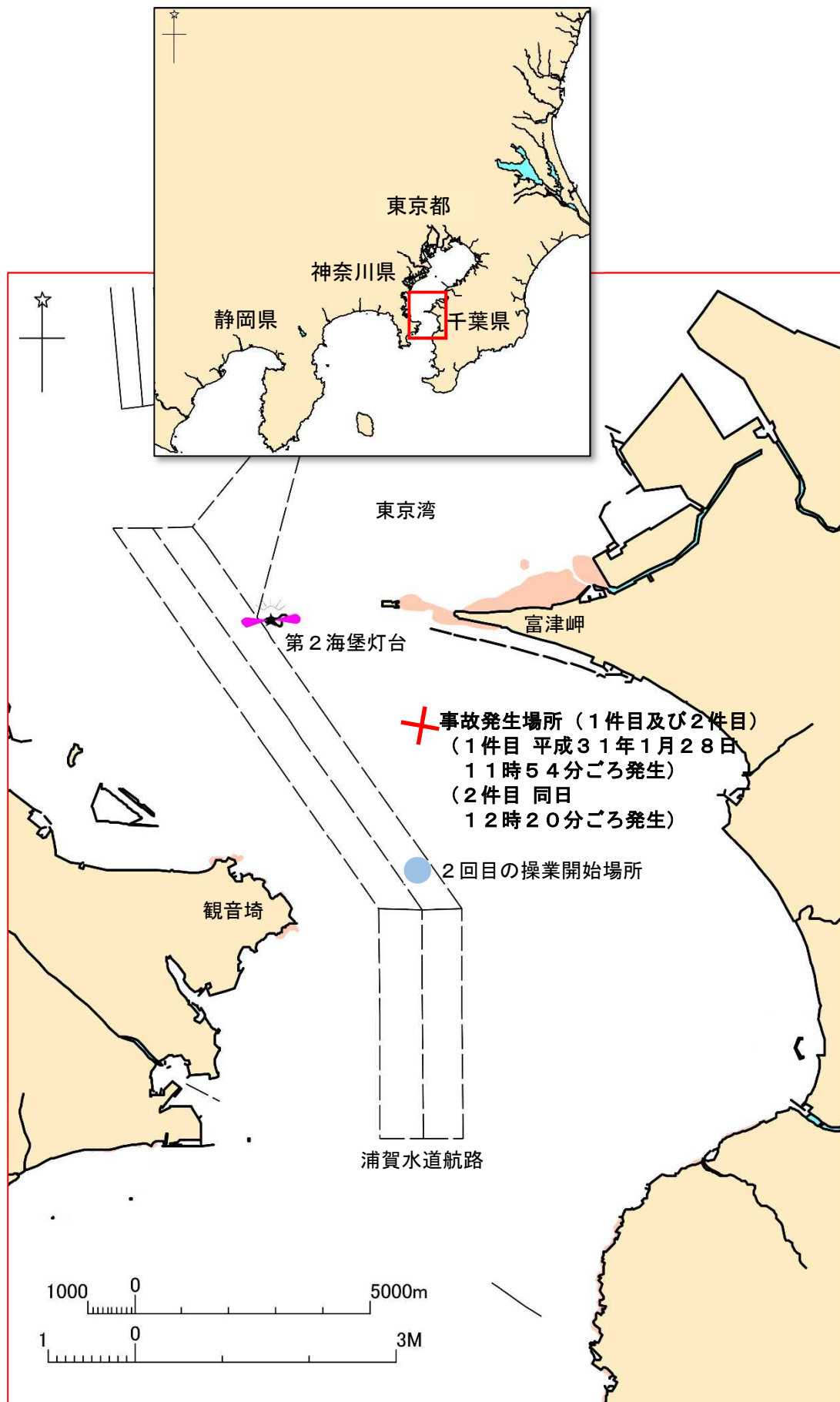


写真1 A船



写真2 B船

